

食の安全行政の強化を求める意見書

平成 18 年度の食料自給率がカロリーベースで 39% の日本は、世界に例を見ない食料輸入大国となっている。特に、中国からの輸入額は、食料品・動物（食用）においては、政府の統計で、2007 年は 1997 年の約 1.5 倍に、また、調理冷凍食品においては、日本冷凍食品協会が会員企業を対象とした調査で、2006 年は 1997 年の約 6 倍に増加している。

このような中、今年 1 月、ジェイティフーズ（株）が中国から輸入した冷凍ギョーザによる薬物中毒事件が発生した。兵庫県の 1 家族 3 名、千葉県の 1 家族 5 名が中毒となり、包材及び嘔吐物中のギョーザから、有機リン系殺虫剤メタミドホスが検出された。当該商品はすでに全国に流通しており、回収が進まないまま、その後の販売業者の検査で、同じく有機リン系殺虫剤のジクロルボス等も新たに検出された。

文部科学省によれば、今年 1 月までの 3 ヶ月間で、問題のギョーザを製造した工場の食品を給食に使用した全国の学校や幼稚園等は、578 校（園）に上っている。幸い健康被害の報告はされていない。しかし、違法な薬物や添加物を使った輸入食品の流通が、日本に大きな影響を及ぼすことは明らかである。現在の輸入食品の検査は、全国 31 の検疫所で、約 330 人の食品衛生監視員により行われているが、検査率は約 10% に過ぎず、問題のギョーザのような輸入加工食品については残留農薬検査が行われていないことが判明している。さらに、通報を受けた行政や輸入業者が満足な検査を行わず、監督責任を果たしていなかったことも重大である。

よって、国会及び政府においては、食の安全行政の強化のため、下記の事項について早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 食品衛生監視員を増員して検査率を上げるとともに、輸入加工食品についても残留農薬検査を実施すること。
- 2 すべての加工食品の原材料について原産国表示を義務化し、飲食店や店頭で販売される食品についても、原材料、原産国、添加物等の情報提供を義務付けること。
- 3 食品衛生法施行規則で添加物の表示が免除されている「栄養強化」、「加工助剤」、「キャリアオーバー」についても表示を義務化するとともに、食品輸入業者においても、同法で定められた安全確保の責務を果すよう、指導監督を徹底すること。
- 4 食料自給率 50% を当面の目標とし、実効性ある法律を定め実行計画を提示すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）3 月 28 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員